

後期高齢者医療被保険者へのお知らせ



後期高齢者医療制度の対象となる人

- ・75歳以上の人（75歳の誕生日から自動的に加入）
- ・65歳から75歳未満で一定の障がいがある人（村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入）

※一定の障がいがある人とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級および4級の一部、精神障害者保健福祉手帳に記載された障がいの等級が1～2級、療育手帳に記載された障がいの等級がA判定の人などです。

※一定の障がいに該当する人の加入（障がいの認定の申請）は任意です。障がいの認定は、いつでも申請することができます。ただし、過去にさかのぼって申請、撤回することはできません。

※生活保護を受けている人および外国人で在留期間が3カ月未満である人などは対象になりません。

令和7年度の保険料率

- ・後期高齢者医療制度は公費（5割）、現役世代からの支援金（4割）、被保険者からの保険料（1割）で運営しています。後期高齢者医療保険料は、加入者の医療費に充てられる大切な財源です。必ず納期限までに納めましょう。
- ・保険料は被保険者一人一人が納めます。
- ・保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一となります。

年間保険料額 (限度額80万円)	=	均等割額 (被保険者1人当たり) 58,000円	+	所得割額 (総所得金額など ^{ていげん} -43万円* (基礎控除)) × 所得割率 10.98%
----------------------------	---	--	---	---

※合計所得金額が2,400万円超の人は、合計所得金額に応じて基礎控除額が逡減し、2,500万円超で基礎控除額が0円となります。

所得が低い人への均等割額軽減

◆保険料の均等割額の軽減（令和7年度から改正されました）

- ①7割軽減：43万円 + ((給与所得者などの数^{*1} - 1) × 10万円) 以下
- ②5割軽減：43万円 + **30.5万円** × 世帯の被保険者数 + ((給与所得者などの数^{*1} - 1) × 10万円) 以下
- ③2割軽減：43万円 + **56万円** × 世帯の被保険者数 + ((給与所得者などの数^{*1} - 1) × 10万円) 以下

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額など^{*2}の合計額が

①の判定額を超えない世帯	→	保険料の均等割額を7割軽減
②の判定額を超えない世帯	→	保険料の均等割額を5割軽減
③の判定額を超えない世帯	→	保険料の均等割額を2割軽減

※1 「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円超または年金収入が125万円超（65歳以上の場合。65歳未満の場合は年金収入が60万円超）の人の合計人数です。

※2 均等割の軽減判定についての総所得金額などは、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については高齢者特別控除15万円を控除した額で判定します。

令和7年度 後期高齢者医療保険料の納め方について

後期高齢者医療に加入の人は「医療給付を受ける権利」と同時に「保険料を納める義務」があります。保険料は、後期高齢者医療制度を支える重要な財源です。納期限までに納付しましょう。

後期高齢者医療保険料は、特別徴収（年金からの差し引き）または普通徴収（口座振替または納付書）により納めることとなります。

特別徴収の人

4月より年金からの差し引きにより保険料を納めていただきます。特別徴収の対象となる人は自動的に特別徴収になります。（申請は不要です。）

ただし、年度途中で資格を取得した人や、年金の額によっては、普通徴収（口座振替または納付書での納付）になります。

普通徴収の人

7月より口座振替または納付書により保険料を納めていただきます。

※暫定賦課を行っている市町村は普通徴収の開始時期が異なることがあります。

- 75歳到達や県外から転入などで新たに後期高齢者医療保険へ加入された人は、差し引き開始の手続きのため、初めは普通徴収によりお支払いいただき、該当される人は一定期間の後、自動的に年金差し引き（特別徴収）に切り替わります。

〈問い合わせ〉健康推進課 医療保険係 TEL0967 (67) 2704

ちょこっと健康コーナー



村民の健康に役立つ情報を発信し、皆さんの健康づくりに役立ててもらうことを目的としたものが、この「ちょこっと健康コーナー」です。今月から数回に分けて「糖尿病」をテーマにした情報を発信いたします。

糖尿病ってどんな病気？

糖尿病は血糖（血液中の糖）が高い状態が続く病気です。

糖尿病にもいろいろと種類がありますが、遺伝的な要因に過食や運動不足などの生活習慣が重なって発症するのが「2型糖尿病」です。

私たちの血糖値は、すい臓から分泌される「イン

スリン」というホルモンによって一定の範囲に保たれていますが、肥満や過食、運動不足などによりインスリンが十分に働くことができなくなると糖尿病を発症します。

普段から健康に意識した生活習慣を送り、糖尿病を予防しましょう。

〈問い合わせ〉健康推進課 保健係 TEL0967 (67) 2704

農作業安全講座（大特・けん引）の募集について

農業大学校では、令和7年度農作業安全講座実施要領に基づき、大型特殊免許、けん引免許を取得する講座（農作業安全講座）の受験生を募集します。申請をご希望の人は右の二次元コード（県ホームページ）から様式をダウンロードしていただき、役場農政課有機農業推進係までご提出ください。

※阿蘇地域振興局農業普及・振興課へ直接提出も可能です。

■受付期間 4月7日（月）～25日（金）

運転免許証、印鑑、証明書類などをご持参ください。詳しくは役場農政課・有機農業推進係にお問い合わせください。



県ホームページ

〈問い合わせ〉農政課 有機農業推進係 TEL0967 (67) 2707